

公益法人制度改革における移行期間の満了について(速報)

平成25年12月10日

- 平成25年11月末をもって、旧公益法人(特例民法法人)の5年間の移行期間が満了しました。
 - ① 平成20年12月から5年間の移行期間中に、計20,736の旧公益法人が新制度への移行を申請し、
 - ② その44%に当たる9,054法人が新公益法人への移行申請でした(内閣府に2,172法人、都道府県に6,882法人)。
 - ③ 移行申請した法人のうち、寄附優遇税制の対象となる法人^{※1}数は、公益法人制度改革前の862法人^{※2}(全公益法人の約3.5%)から、9,054法人(移行申請を行った法人の44%)へと10倍以上に増加します。

※1 税法上の「特定公益増進法人」(特増)。新制度では、公益認定法に基づく認定を受けた全公益法人が寄付優遇税制の対象

※2 平成20年4月時点

旧公益法人制度

計24,317法人

うち特増 862法人 (3.5%)

新公益法人制度

移行申請 計20,736法人

公益 9,054法人 (44%) = 特増

移行の概況

制度施行時特例民法法人数
(平成20年12月1日)

24,317^{※1}

6,625 (27%)

国所管 (各省庁)

17,818 (73%)

都道府県所管

移行申請法人数

20,736^{※2}

※1 共管重複分があるため、国所管と都道府県所管の計は総数と一致しない。

※2 取下げ件数を除く。

9,054 (37%)

公益法人への移行認定

11,682 (48%)

一般法人への移行認可

3,581
(15%)

解散・合併等

※ 速報暫定値につき、修正があり得る。

移行申請・審査の状況概要(速報値)

公益法人への移行認定申請

- 認定後は税制優遇を受ける公益法人として公益活動を実施
- 寄附優遇の対象となる法人数は、制度改革前に比べて約10倍に増加

内閣府へ	2, 172 (24%)
都道府県へ	6, 882 (76%)

一般法人への移行認可申請

- 認可後は公益目的の財産を費消するまで引き続き公益活動を実施することを法的に担保(公益目的支出計画)

内閣府へ	2, 322 (20%)
都道府県へ	9, 360 (80%)

行政庁区分別申請法人数

内閣府	4, 494 (22%)
都道府県	16, 242 (78%)

移行申請
20, 736
(100%)



解散・合併等
3, 581

移行審査の状況(平成25年11月30日時点)

※()内は、移行申請法人数20,736に対する割合。不認定相当の答申・処分件数を除く。
※答申済とは、内閣府又は都道府県の合議制機関による認定又は認可の答申が出されたもの。

答申済 19, 200 (移行申請20, 736の93%)

処分済 17, 876 (同86%)

	公益法人	一般法人	合計
内閣府	2, 050	2, 004	4, 054
都道府県	6, 297	7, 525	13, 822
合計	8, 347	9, 529	17, 876

審査中 1, 536

公益法人	一般法人
400	1, 136

〔移行が認められない場合はみなし解散に〕

- 合併の場合、合併先の法人に公益活動を引き継いで実施
- 解散の場合、他の公益性の高い法人に財産が譲与され、公益目的に使用
- 解散・合併等3, 581のうち、みなし解散は426法人※(制度施行時特例民法法人数の1.7%)

国所管	71
都道府県所管	355
合計	426

※ 移行期間内に移行申請が行われなかったため、法律上、解散したものとみなされた法人の数

※上記とは別に、一般法人から新規に公益認定処分を受けた法人数は273

(参考) 公益法人制度改革について

- 旧公益法人制度では、
 - ①主務官庁制のため法人の新規設立が困難であり、「公益性」の判断も不明確である
 - ②営利法人類似の法人など、本来公益とは言い難い法人が混在しているなどの問題点が指摘されていました。
- このような指摘を受け、また多様化する社会のニーズに対応するため、明治31年の民法施行以来110年ぶりに、主務官庁制を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離する大改革＝「公益法人制度改革」が行われました。
- これにより、法人格(一般法人)が登記のみで取得可能になるとともに、公益性については、明確な法定基準の下で民間有識者が審査して、行政庁(内閣総理大臣・都道府県知事)が認定する仕組みになり、法人の自主的・自律的な運営が可能になりました。

これまでの民法上の社団法人・財団法人は、平成20年12月の制度施行から5年の移行期間(平成25年11月末まで)内に新たな公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行の申請を行う必要があり、申請がない場合は解散したものとみなされることとされました。

